

固定資産台帳等の活用等について

令和元年 8 月 5 日
総務省自治財政局財務調査課

固定資産台帳の整備・更新について①

現状

- 統一的な基準による地方公会計の整備に伴い、固定資産台帳がほぼ全ての地方公共団体において作成された(平成31年3月末時点で全団体の99.4%)状況。
- 今後は、固定資産台帳を適切に更新し、精緻化を図りつつ、資産管理等に活用していくことが重要。

第1回研究会における主な意見

- 資産の管理状況に関して、特に固定資産台帳の更新については、整備したものの更新の仕方がわからないために進まないといったケースがあり、各自治体の状況がどうなっているか、実態を把握することが重要である。
- 固定資産台帳の更新については、見積書などをベースに、工事費を建物や付属設備などに配賦する作業が必要だが、慣れていけば比較的容易にできるものが、慣れていないと最後までやりきれず作業が期末に後ろ倒しになってしまうこともある。公有財産台帳や貸借対照表などと整合性がとれていないケースもあり、地方公会計の活用においては、基礎の台帳整備が疎かにならないよう、こうした後進団体を意識した議論を行う必要がある。



固定資産台帳の整備・更新に関して議論を行う上で、各地方公共団体の現状や抱える課題等について、改めて状況確認する必要がある。

固定資産台帳の整備・更新について②

地方公共団体に確認すべき事項について

＜観点＞固定資産台帳の更新がしっかりできる状況なのかを把握するために確認すべき事項

①作業体制について

- 固定資産台帳の整備における委託状況(完全委託／コンサルティングのみ依頼／完全自前 等)
※特に初期の整備段階での委託の度合い
- 財産管理に関するシステムの状況(公有財産台帳と固定資産台帳の関係、連携の状況)
- 固定資産台帳の更新の年間のスケジュール
- 更新の体制・所管部署(インフラ所管をする事業部局か、管財課・財政課等のとりまとめ部局か)
- マニュアルの有無(一般的な建物と、道路や橋梁などでも対応が異なるため、各分野にマニュアルが存在するかも確認)
- 予算の確保の状況

②評価について

- 初期の整備段階(＝開始B/S)の評価基準(取得原価方式、30年基準、備忘価格1円等)
- 実際の「モノ」の確認・紐付けを行っているか
- 具体的な評価方法(建物1棟丸ごとの評価か、建物と付属設備などで分解した評価をしているか)



調査結果を踏まえ、どのような対策を実施すべきか。